

## 2025年度政務活動費（広聴広報費明細）

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/15	36,300	ホームページ管理料（4月、5月、6月分を振込）	1
7/1	36,300	ホームページ管理料（7月、8月、9月分を振込）	1
10/7	36,300	ホームページ管理料（10月、11月、12月分を振込）	1
2026 1/5	36,300	ホームページ管理料（1月、2月、3月分を振込）	1

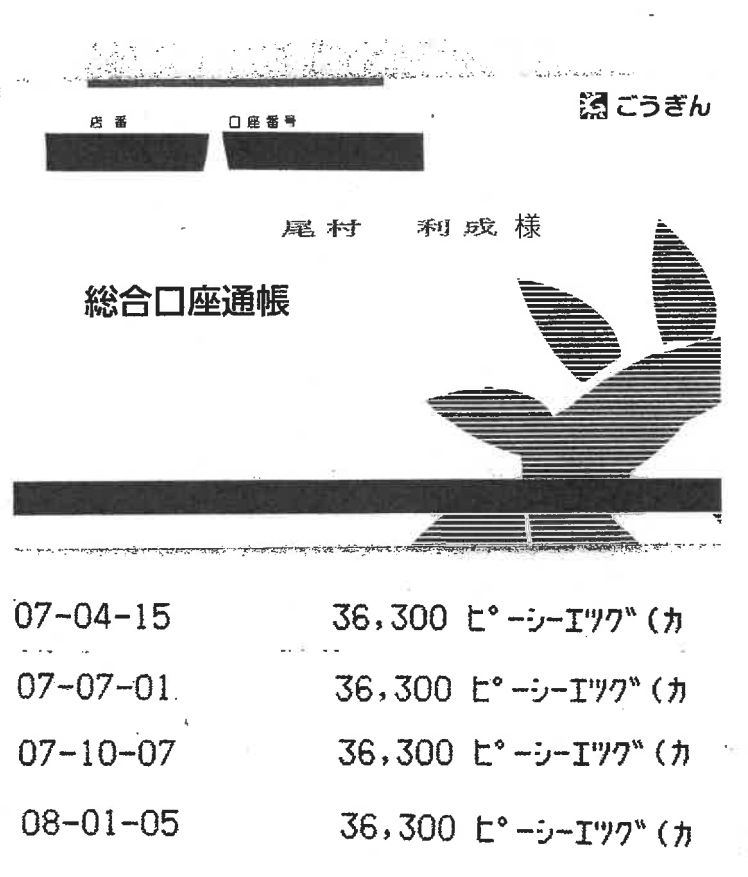
支払合計 145,200円

※ホームページ管理料の支払先は、松江市北陵町のPCエッグ。

※支払金額は145,200円。そのうち90%（按分）を計上。

広聴広報費 145,200円×90%=130,680円

領収書等添付票

経費の項目	広聴広報費	添付票整理番号	1
使途	ホームページ管理料 (松江市北陵町のPCエッグに支払)		
政務活動費の支出額	130,680円(支払総額は145,200円。そのうち90%を計上。 4/15に36,300円、7/1に36,300円、10/7に36,300円、1/5に36,300円を振込)		
領収書等の写し添付欄			
			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

## 2025年度政務活動費（資料購入費明細）

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/2	13,000	書籍（住民と自治 2025年4月～26年3月分）	1
4/3	3,152	書籍（原発住民運動情報 2025年4月～26年3月分）	2
4/25	7,402	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	3
5/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	4
6/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	5
7/22	46,800	中国新聞（2025年4月～26年3月分）	6
7/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	7
8/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	8
9/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	9
10/25	6,445	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	10
11/4	6,600	農民新聞（2025年4月～26年3月分）	11
11/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	12
11/27	3,752	書籍（不登校を考える会・カタクリ通信 2025年4月～26年3月）	13
12/25	7,402	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	14
2026 1/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	15
2/10	6,000	商工新聞（2025年4月～26年3月分）	16
2/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	17
3/18	46,800	山陰中央新報（2025年4月～26年3月分）	18
3/25	6,412	しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛	19

**資料購入費合計 205,061円**

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	1
使途	名称：書籍代 (住民と自治 2025年4月～2026年3月分。発行：自治体問題研究社)		
政務活動費の支出額	13,000円（4月2日に支払い。書籍代として13,000円）		
領収書等の写し添付欄			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	2
用途	名称：書籍代 (げんぱつ・原発住民運動情報 2025年4月～2026年3月分。 発行：原発問題住民運動全国連絡センター)		
政務活動費の支出額	3, 1 5 2 円 (4月3日に振り込み。書籍代3, 000円、振込料152円)		

領収書等の写し添付欄

**ご利用明細票**

お取扱日	店番	取扱番号
07-04-03	53017	A93190005
取扱店	マツエトノマチ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*3,000	料金 *152
振替受付票 払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		振替 金額 93000 元 利息 (ゆうちょ銀行)
税公金支払い (QRコード) ご利用 キャンペーン実施中 (6月末まで)		

印紙税申告納付につき趣町  
税務署承認済

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	3
使途	名称: 「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年4月分)		
政務活動費の支出額	7,402円(4月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書  
2025年4月分  
7,402円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『前衛』臨時	10%	1	990
『月刊学習』	10%	1	387

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	2,650円(税抜)	消費税	265円

領収年月日  
4/25



1/2

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書  
2025年4月分

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
『議会と自治体』	10%	1	794

2枚目/全2枚

しんぶん赤旗

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	4
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年5月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(5月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2025年5月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	1,750円(税抜)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	5
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年6月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(6月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2025年6月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	1,750円(税抜)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日

6/25



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	6
使途	名称：「中国新聞」購読料 (2025年4月～2026年3月分)		
政務活動費の 支出額	46,800円（7月22日に支払い）		
領収書等の写し添付欄			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	7
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年7月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(7月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん **赤旗**  
領収書  
2025年7月分  
6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	1,750円(税抜)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	8
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 （2025年8月分）		
政務活動費の支出額	6,412円（8月25日に支払い）		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん  
領収書 赤旗

2025年8月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	1,750円(税抜)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日  
8/25



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	9
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年9月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(9月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2025年9月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	1,750円(税抜)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日

9/25

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	10
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年10月分)		
政務活動費の支出額	6,445円(10月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2025年10月分

6,445円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	420
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象 4,487円(税込) 消費税 332円

10%対象 1,958円(税込) 消費税 178円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	11										
使途	名称：「農民新聞」購読料 (2025年4月～2026年3月分)												
政務活動費の 支出額	6,600円 (11月4日に支払い)												
領収書等の写し添付欄													
<p>領収証 尾村利成 様 No. _____</p> <p>★ 6,600円</p> <table border="0"> <tr> <td>内訳</td> <td>但「農民」代 2025年4月～2026年3月</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>2025年11月4日 上記正に領収いたしました</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>手形</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>消費税額等(%)</td> <td></td> </tr> </table> <p>コクヨ ウケ-98</p> <p style="text-align: right;">真根県 農民連 事務局 印</p>				内訳	但「農民」代 2025年4月～2026年3月	現金	2025年11月4日 上記正に領収いたしました	小切手	/	手形	/	消費税額等(%)	
内訳	但「農民」代 2025年4月～2026年3月												
現金	2025年11月4日 上記正に領収いたしました												
小切手	/												
手形	/												
消費税額等(%)													

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	12
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年11月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(11月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書  
2025年11月分  
6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,487円(税込)	消費税	332円
10%対象	1,925円(税込)	消費税	175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
11/25

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	13
使途	名称：書籍代・カタクリ通信（2025年4月～2026年3月分） （発行：松江不登校を考える会・カタクリの会）		
政務活動費の支出額	3,752円（11月27日に振込。書籍代3,600円、振込料152円）		

領収書等の写し添付欄

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号	※ [Redacted]							
	加入者名	※ カタクリの会							
	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					3	6	0	0	
	ご依頼人	おなまえ ※ 尾村利成様 (2025.4~2026.3)							
	料金	(消費税込み) 152円		日附印 内税10%13円 07-11-27 T501000111 2730 ユウチャ (53017)					
	備考	現金扱 ATM扱		[Redacted]					
	この受領証は、大切に保管してください。								

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	14
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2025年12月分)		
政務活動費の支出額	7,402円(12月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2025年12月分

7,402円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』臨時	10%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象	4,487円(税込)	消費税	332円
10%対象	2,915円(税込)	消費税	265円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
12/25  
1/2

尾村 利成 様

新聞・雑誌名  
議会と自治体  
部数  
金額  
794  
円

日本共産党発行の  
しんぶん赤旗

領収書

年 月分

上記の金額たしかにいたしました。  
ありがとうございました。

領収日  
12/25  
扱者

注) 按分又は  
白に按分率又は

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	15
使途	名称: 「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2026年1月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(1月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2026年1月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象 4,487円(税込) 消費税 332円  
10%対象 1,925円(税込) 消費税 175円



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	16
使途	名称：「商工新聞」購読料 (2025年4月～2026年3月分)		
政務活動費の支出額	6,000円 (新聞代は1か月500円。500円×12か月=6,000円。 2月10日に支払い) 支払先：島根県商工事業協同組合		

領収書等の写し添付欄

領 収 書

支部

班組



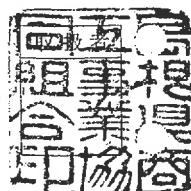
尾形利彦

様

金 6000 円也 会費等 25年2月分

上記のとおり正に領収いたしました。

R8年2月10日



費目	金額	(共済加入者内訳)	
会費			
商工新聞	500 × 12		
共済会費			
支部費			
婦人部費			
青年部費			

〒690-0065 松江市灘町116  
TEL 0852-25-3456  
FAX 0852-25-3458

松江民主商工会・島根県商工事業協同組合

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	17
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2026年2月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(2月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん赤旗  
領収書

2026年2月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象 4,487円(税込) 消費税 332円  
10%対象 1,925円(税込) 消費税 175円

領収年月日  
2/25

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	18
使途	名称：「山陰中央新報」購読料 (2025年4月～2026年3月分)		
政務活動費の支出額	46,800円 (3月18日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

領収証 尾村利成 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 46,800-

但 山陰中央新報購読料 R7/4月～R8/3月分迄

R8年3月18日 上記正に領収いたしました 登録番号 T6289001000263

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

松江市西津田2丁目1番地  
山陰中央新報松江南支店株式会社  
津田 啓  
電話 21-3755・FAX 21-8797

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	資料購入費	添付票整理番号	19
使途	名称：「しんぶん赤旗、議会と自治体、月刊学習、前衛」購読料 (2026年3月分)		
政務活動費の支出額	6,412円(3月25日に支払い)		

領収書等の写し添付欄

尾村 利成 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2026年3月分

6,412円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990
『前衛』	10%	1	744
『月刊学習』	10%	1	387
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
松江市袖師町3-6  
TEL 0852-24-2456  
FAX 0852-24-2430

8%対象 4,487円(税込) 消費税 332円  
10%対象 1,925円(税込) 消費税 175円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日  
3/25

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

## 2025年度政務活動費（事務所費明細）2の1

### ①事務所賃借料

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/15	150,000	事務所家賃（4月、5月、6月分を振込）	1
7/1	150,000	事務所家賃（7月、8月、9月分を振込）	1
10/7	150,000	事務所家賃（10月、11月、12月分を振込）	1
2026 1/5	150,000	事務所家賃（1月、2月、3月分を振込）	1

事務所賃借料支払合計 600,000円

按分率90% 政務活動費支出額 540,000円 (600,000円×90%)

### ②事務所電気代

年月	金額	事務所1階分	領収書NO	金額	事務所2階分	領収書NO
2025 4月分	6,141	電気料	2	1,402	電気料	3
5月分	3,727	電気料	2	1,725	電気料	3
6月分	3,012	電気料	2	2,116	電気料	3
7月分	3,619	電気料	2	4,503	電気料	3
8月分	4,884	電気料	2	4,033	電気料	3
9月分	5,776	電気料	2	5,807	電気料	3
10月分	3,867	電気料	2	2,814	電気料	3
11月分	3,249	電気料	2	2,298	電気料	3
12月分	4,043	電気料	2	1,631	電気料	3
2026 1月分	6,055	電気料	2	1,611	電気料	3
2月分	5,117	電気料	2	1,194	電気料	3
3月分	4,300	電気料	2	1,306	電気料	3

事務所電気代合計 84,230円

按分率90% 政務活動費支出額 75,807円 (84,230円×90%)

### ③事務所上下水道代

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/15	2,245	上下水道料	4
5/15	2,730	上下水道料	4
6/16	2,730	上下水道料	4
7/15	2,083	上下水道料	4
8/15	2,083	上下水道料	4
9/16	2,406	上下水道料	4
10/15	2,406	上下水道料	4
11/17	2,083	上下水道料	4
12/15	2,083	上下水道料	4
2026 1/15	2,083	上下水道料	4
2/16	2,245	上下水道料	4
3/16	2,406	上下水道料	4

事務所水道料合計 27,583円

按分率90% 政務活動費支出額 24,824円 (27,583円×90%)

## ④事務所灯油代

日付	金額	備考	領収書NO
2025 11/29	5,000	灯油代	5
12/7	6,804	灯油代	6
12/20	5,000	灯油代	6
2026 1/14	5,000	灯油代	7
1/31	4,750	灯油代	7
2/4	5,000	灯油代	8
2/15	4,750	灯油代	8
3/4	5,000	灯油代	9

事務所灯油代合計 41,304円

按分率90% 政務活動費支出額 37,173円 (41,304円×90%)

## ⑤事務所火災保険

日付	金額	備考	領収書NO
2025 6/27	30,590	火災保険 (AIG損保)	10

事務所火災保険合計 30,590円

按分率90% 政務活動費支出額 27,531円 (30,590円×90%)

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	1
使途	2025年4月分～2026年3月分、事務所賃借料（家賃） （事務所所在地 松江市西茶町105-8）		
政務活動費の支出額	540,000円（1ヶ月の家賃は5万円。よって、12ヶ月での支払総額は60万円。そのうち90%の540,000円を計上。4/15に15万円、7/1に15万円、10/7に15万円、1/5に15万円を振込）		
領収書等の写し添付欄			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	2
使途	2025年4月分～2026年3月分、事務所電気料 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	75,807円 (電気料支払額は1階分が53,790円、2階分が30,440円。 総額で84,230円。そのうち90%を計上)		

領収書等

2026年4月5日

尾村 利成 様

中国電力株式会社

電気料金お支払いのご照会について

毎度、電気をご利用いただき、ありがとうございます。  
ご照会の件について下記のとおりご回答申し上げます。

記

ご使用場所 島根県松江市西茶町105-8-1

お客さま名 尾村 利成  
ご契約番号 [REDACTED]  
契約種別 [REDACTED]

(事務所1階分)

年月	電気料金 (円)	消費税等 相当額 (再掲)(円)	燃料費等 調整額 (再掲)(円)	再エネ発電 賦課金 (再掲)(円)	使用電力量 (kWh)	お支払年月日
2026.03	4,300	390	-2,508.69	688	173	2026/03/23
2026.02	5,117	465	-2,949.49	803	202	2026/02/24
2026.01	6,055	550	-2,054.67	807	203	2026/01/22
2025.12	4,043	367	-1,463.17	569	143	2025/12/19
2025.11	3,249	295	-1,222.47	473	119	2025/11/21
2025.10	3,867	351	-1,812.90	585	147	2025/10/22
2025.09	5,776	525	-2,637.94	835	210	2025/09/22
2025.08	4,884	444	-2,097.60	704	177	2025/08/21
2025.07	3,619	329	-1,192.85	505	127	2025/07/22
2025.06	3,012	273	-919.62	413	104	2025/06/20
2025.05	3,727	338	-1,084.90	505	127	2025/05/21
2025.04	6,141	558	-1,998.41	718	206	2025/04/21
合計	53,790	4,885	-21,942.71	7,605	1,938	

注) 按分  
白に按分率

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	3
使途	2025年4月分~2026年3月分、事務所電気料 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	75,807円 (電気料支払額は1階分が53,790円、2階分が30,440円。 総額で84,230円。そのうち90%を計上)		

領収書

2026年4月5日

尾村 利成 様

中国電力株式会社

電気料金お支払いのご照会について

毎度、電気をご利用いただき、ありがとうございます。  
ご照会の件について下記のとおりご回答申し上げます。

記

ご使用場所 島根県松江市西茶町105-8

お客さま名 尾村 利成  
ご契約番号 XXXXXXXXXX  
契約種別 XXXXXXXXXX

(事務所 2階分)

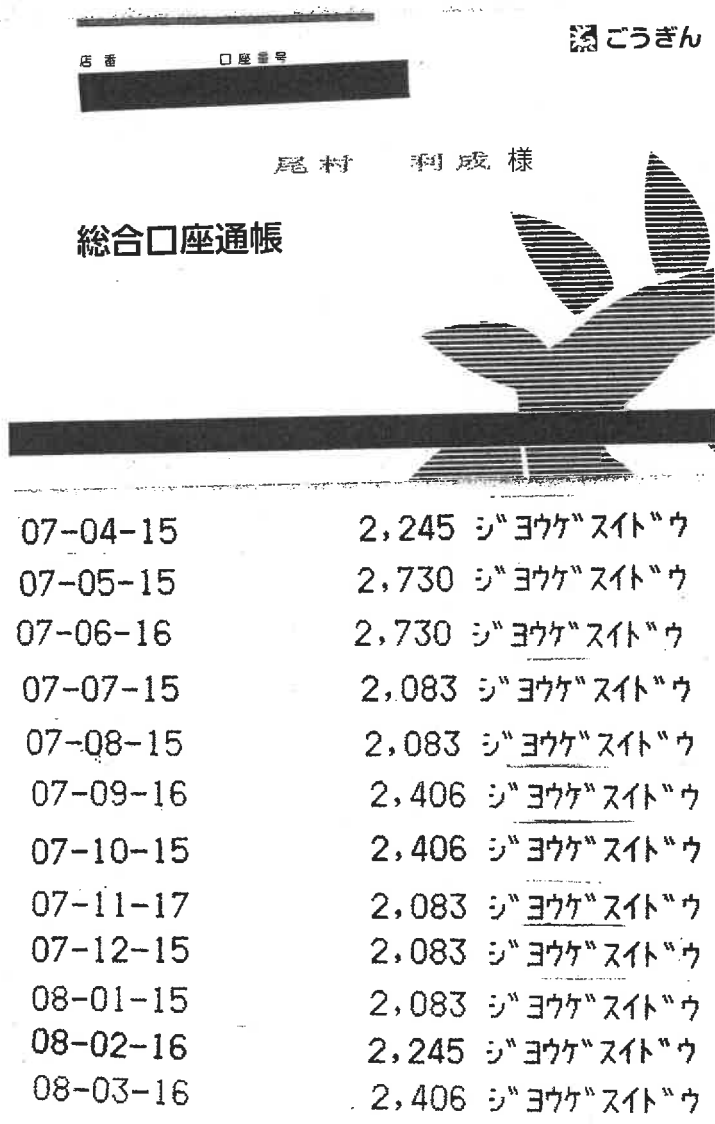
年月	電気料金 (円)	消費税等 相当額 (再掲)(円)	燃料費等 調整額 (再掲)(円)	再エネ発電 賦課金 (再掲)(円)	使用電力量 (kWh)	お支払年月日
2026.03	1,306	118	-754.19	206	52	2026/03/23
2026.02	1,194	108	-686.49	187	47	2026/02/24
2026.01	1,611	146	-556.91	218	55	2026/01/22
2025.12	1,631	148	-573.16	222	56	2025/12/19
2025.11	2,298	208	-842.48	326	82	2025/11/21
2025.10	2,814	255	-1,369.02	441	111	2025/10/22
2025.09	5,807	527	-2,650.50	839	211	2025/09/22
2025.08	4,033	366	-1,777.65	597	150	2025/08/21
2025.07	4,503	409	-1,436.99	608	153	2025/07/22
2025.06	2,116	192	-627.90	282	71	2025/06/20
2025.05	1,725	156	-478.56	222	56	2025/05/21
2025.04	1,402	127	-456.11	164	47	2025/04/21
合計	30,440	2,760	-12,209.96	4,312	1,091	

注) 按分  
白に按分率

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	4
使途	2025年4月分～2026年3月分、事務所上下水道料 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	24,824円 (上下水道料支払総額は27,583円。そのうち90%を計上)		

領収書等の写し添付欄



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	5
使途	2025年11月分事務所灯油代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	4,500円 (灯油代支払額は5,000円。そのうち90%を計上。11/29に5,000円を支払い)		

領収書等の写し添付欄



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	6
使途	2025年12月分、事務所灯油代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	10,623円 (灯油代支払額は11,804円。そのうち90%を計上。12/7に6,804円、12/20に5,000円を支払い)		

領収書等の写し添付欄

**ENEOS**

納品書(領収書)

2025年12月07日 16:24

売上  
[Redacted] 様 M

現金フリー  
車両番号 [Redacted]

灯油 \*13  
数量 54.00L \*  
単価 126円 ¥6,804

合計 ¥6,804

(消費税10%対象 ¥6,804  
内消費税等 ¥619)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社ウミライ  
DD津田街道SS  
島根県 松江市  
西津田2丁目11-43  
TEL:0852-21-5698 SS-830011



領収書

印紙

apollo station

280298

安達石油 株式会社  
松江インター東SS  
島根県松江市東津田町1640  
TEL 0852-27-7725

登録番号 T2280001000044

売上  
2025年12月20日  
14:40

現金固定 [Redacted] 様

灯油 P-14(内)  
44.64L 0112.0 5000円  
02100.00

合計 5,000円  
(内、消費税等(10.00%) 455円)  
(内、P支払可能金額 5,000円)

預り金 10,000円  
釣銭 5,000円

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	7
使途	2026年1月分、事務所灯油代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	8,775円 (灯油代支払額は9,750円。そのうち90%を計上。1/14に5,000円、1/31に4,750円を支払い)		

領収書等の写し添付欄



領収書 印紙

apollo station 280298

安達石油 株式会社  
松江インター東SS  
島根県松江市東津田町1640  
TEL 0852-27-7725

登録番号 T228000100G044  
売上 2026年 1月14日 11:04

現金固定

灯油 46.30 L 0108.0 P-13(内) 5000円  
02100.00

合計 5,000円  
(内、消費税等(10.00%) 455円)  
(内、P支払可能金額 5,000円)

預り金 10,000円  
釣銭 5,000円

ENEOS

納品書(領収書)

2026年01月31日 11:44

売上 様 M

現金フリー  
車両番号

灯油 \*13  
数量 38.00L \*  
単価 125円 ￥4,750

合計 ￥4,750  
(消費税10%対象 ￥4,750  
内消費税等 ￥432)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。


株式会社ウミライ  
DD津田街道SS  
島根県 松江市  
西津田2丁目11-43  
TEL:0852-21-5698 SS-830011

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	8
使途	2026年2月分、事務所灯油代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	8,775円 (灯油代支払額は9,750円。そのうち90%を計上。2/4に5,000円、2/15に4,750円を支払い)		

領収書等の写し添付欄


**領収書** 印紙  
 apollo station  
 280298  
**安達石油株式会社**  
**松江インター東SS**  
 島根県松江市東津田町1640  
 TEL 0852-27-7725

---

登録番号 T2280001000044  
**売上** 2026年 2月 4日 09:51  
 現金固定 XXXXXXXXXX 様

灯油 P-14(内)  
 45.05 L 0111.0 5000円  
 02100.00

---

**合計** 5,000円  
 (内、消費税等(10.00%) 455円)  
 (内、P支払可能金額 5,000円)

**預り金** 5,000円  
**釣銭** 0円

**ENEOS**

納品書(領収書)

2026年02月15日 11:22

売上  
XXXXXXXXXX  
 現金フリー  
 車両番号 XXXXXX

灯油 \*13  
 数量 38.00L \*  
 単価 125円 ¥4,750

---

**合計** ¥4,750  
 (消費税10%対象 ¥4,750)  
 内消費税等 ¥432

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

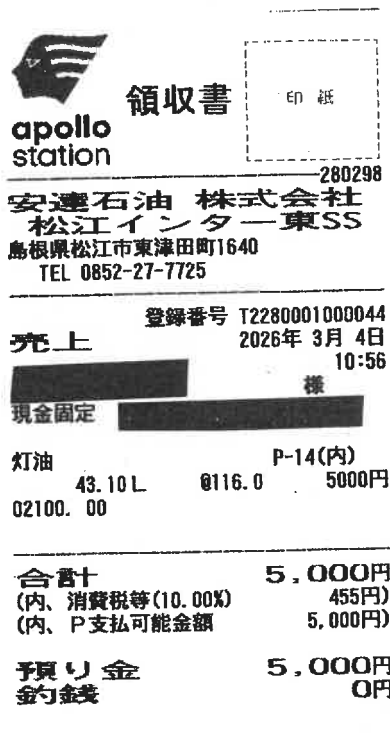
株式会社ウミライ  
 DD津田街道SS  
 島根県 松江市  
 西津田2丁目11-43  
 TEL:0852-21-5698 SS-830011

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

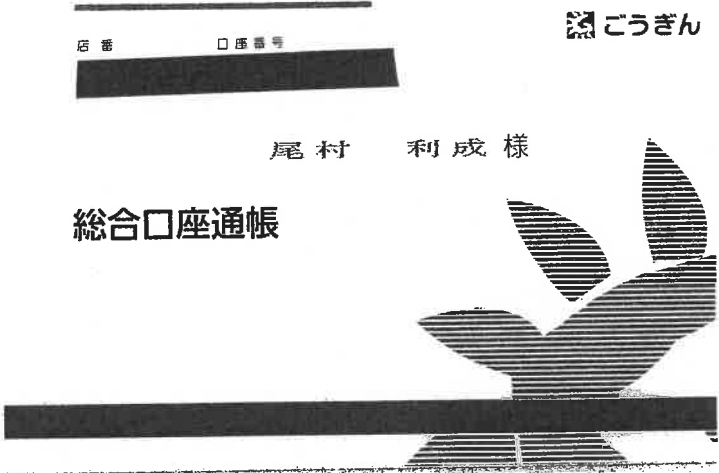
経費の項目	事務所費	添付票整理番号	9
使途	2026年3月分、事務所灯油代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	4,500円 (灯油代支払額は5,000円。そのうち90%を計上。3/4に5,000円を支払い)		

領収書等の写し添付欄



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務所費	添付票整理番号	10
使途	事務所火災保険代 (事務所所在地 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	27,531円 (火災保険料支払額は30,590円。そのうち90%を計上。 2025年6月27日に通帳より引き落とし)		
領収書等の写し添付欄			
			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

## 2025年度政務活動費（事務費明細） 2 の 1

### ①リース料（コピー機）

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
5/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
6/9	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
7/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
8/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
9/8	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
10/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
11/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
12/8	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
2026 1/7	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
2/9	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1
3/9	35,002	コピー（リース会社・三菱HCビジネスリース）	1

リース料支払合計 420,024円

按分率90% 政務活動費支出額 378,021円 (420,024円×90%)

### ②コピー料・トータルサービス料

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/25	13,840	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
5/26	8,561	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
6/25	9,993	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
7/25	5,784	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
8/25	4,725	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
9/25	1,945	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
10/27	14,034	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
11/25	13,482	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
12/25	16,649	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
2026 1/26	8,200	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
2/25	4,612	コピートータルサービス料（ミックへ）	2
3/25	20,641	コピートータルサービス料（ミックへ）	2

コピートータルサービス料合計 122,466円

按分率90% 政務活動費支出額 110,219円 (122,466円×90%)

## ③インターネット接続料、ケーブル受信料・電話料

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/28	31,091	インターネット接続料、ケーブル受信料、電話料	3
5/27	7,483	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
6/27	7,329	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
7/28	6,890	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
8/27	7,553	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
9/29	6,951	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
10/27	7,125	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
11/27	7,041	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
12/29	6,829	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
2026 1/27	6,969	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
2/27	7,296	インターネット接続料、ケーブル電話料	3
3/27	7,446	インターネット接続料、ケーブル電話料	3

インターネット接続料、ケーブル受信料・電話料 合計 110,003円  
 按分率90% 政務活動費支出額 99,002円 (110,003円×90%)

領収書等添付票

経費の項目	事務費	添付票整理番号	1
使途	2025年4月分～2026年3月分、コピー機リース料 (コピー機設置場所 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	378,021円 (リース料の支払総額は420,024円。そのうち90%を計上。リース会社は三菱HCビジネスリース)		

領収書等の写し添付欄



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

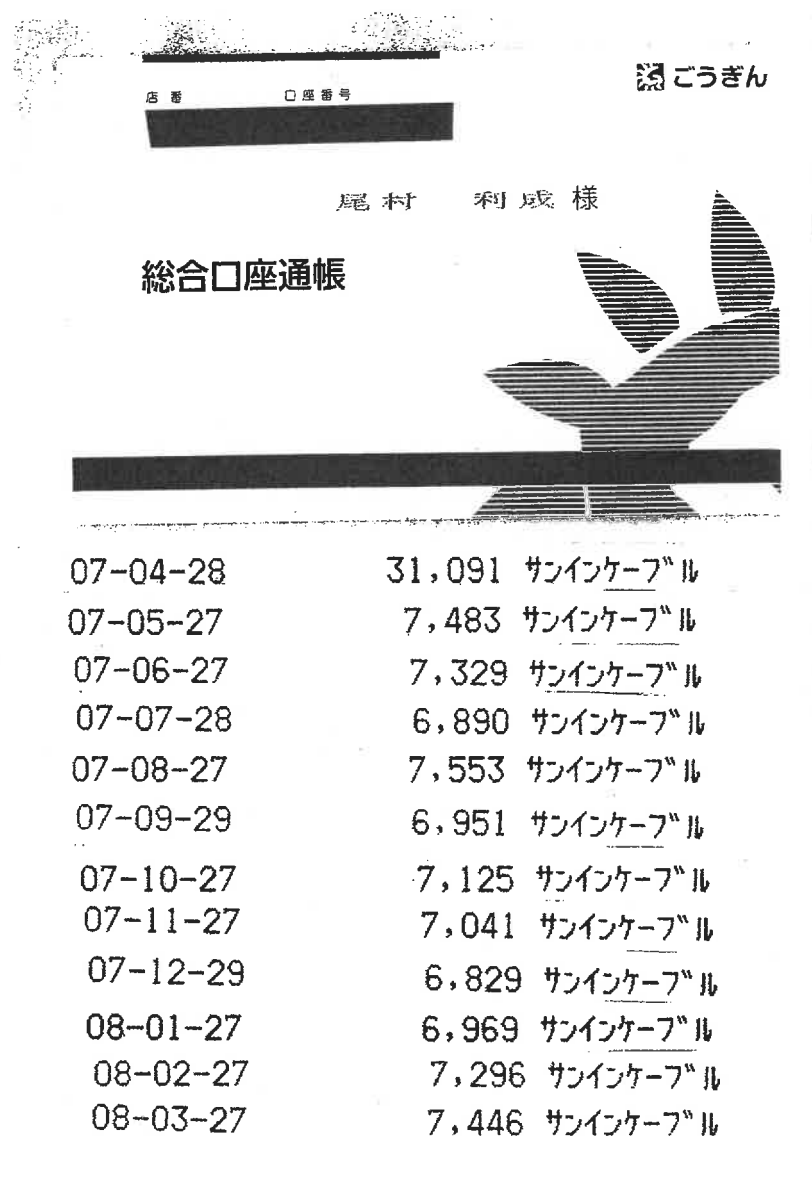
経費の項目	事務費	添付票整理番号	2
使途	2025年4月分～2026年3月分、コピー料・トータルサービス料 (コピー機設置場所 松江市西茶町105-8)		
政務活動費の支出額	110,219円 (コピー料等の支払総額は122,466円。そのうち90%を計上。コピー料等の支払先は、株式会社ミック)		

領収書等の写し添付欄



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	事務費	添付票整理番号	3																																				
使途	2025年4月分～2026年3月分、インターネット接続料、ケーブル受信料・電話料（パソコン、電話設置場所 松江市西茶町105-8）																																						
政務活動費の支出額	99,002円（支払総額は110,003円。そのうち90%を計上。接続料の支払先は山陰ケーブルビジョン株式会社）																																						
領収書等の写し添付欄																																							
 <p>店番 □ 口座番号</p> <p>ごうぎん</p> <p>尾村 利成様</p> <p>総合口座通帳</p> <table border="1"> <tr><td>07-04-28</td><td>31,091</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-05-27</td><td>7,483</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-06-27</td><td>7,329</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-07-28</td><td>6,890</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-08-27</td><td>7,553</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-09-29</td><td>6,951</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-10-27</td><td>7,125</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-11-27</td><td>7,041</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>07-12-29</td><td>6,829</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>08-01-27</td><td>6,969</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>08-02-27</td><td>7,296</td><td>サンインケーブル</td></tr> <tr><td>08-03-27</td><td>7,446</td><td>サンインケーブル</td></tr> </table>				07-04-28	31,091	サンインケーブル	07-05-27	7,483	サンインケーブル	07-06-27	7,329	サンインケーブル	07-07-28	6,890	サンインケーブル	07-08-27	7,553	サンインケーブル	07-09-29	6,951	サンインケーブル	07-10-27	7,125	サンインケーブル	07-11-27	7,041	サンインケーブル	07-12-29	6,829	サンインケーブル	08-01-27	6,969	サンインケーブル	08-02-27	7,296	サンインケーブル	08-03-27	7,446	サンインケーブル
07-04-28	31,091	サンインケーブル																																					
07-05-27	7,483	サンインケーブル																																					
07-06-27	7,329	サンインケーブル																																					
07-07-28	6,890	サンインケーブル																																					
07-08-27	7,553	サンインケーブル																																					
07-09-29	6,951	サンインケーブル																																					
07-10-27	7,125	サンインケーブル																																					
07-11-27	7,041	サンインケーブル																																					
07-12-29	6,829	サンインケーブル																																					
08-01-27	6,969	サンインケーブル																																					
08-02-27	7,296	サンインケーブル																																					
08-03-27	7,446	サンインケーブル																																					

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

## 2025年度政務活動費（人件費明細）2の1

### ①常勤政務活動専従職員給料

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/25	249,000	給料	1
5/25	249,000	給料	1
6/23	249,000	給料	1
7/25	373,500	夏期一時金	1
7/25	249,000	給料	1
8/25	249,000	給料	1
9/25	249,000	給料	1
10/25	249,000	給料	1
11/24	249,000	給料	1
12/25	249,000	給料	1
12/25	373,500	冬期一時金	1
2026 1/25	249,000	給料	1
2/25	249,000	給料	1
3/25	249,000	給料	1

支払合計 3,735,000円

常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。  
給与は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつを負担。

尾村負担額50% 1,867,500円 (3,735,000円×50%)

按分率90% 政務活動費支出額 1,680,750円 (1,867,500円×90%)

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	1
使途	常勤政務活動専従職員給料（交通費含む） （常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 給料は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担）		
政務活動費の支出額	1,680,750円 （2025年4月～2026年3月分の給料は3,735,000円を支払い。給与は、尾村、大国が支払総額の2分の1を負担。負担額は1,867,500円。支払額の90%を計上。政務活動費支出額は1,680,750円）		

領収書等の写し添付欄

2026年3月31日

尾村利成 様  
大国陽介 様

証明書

政務活動専従職員として、下記の通り2025年4月～2026年3月までの給料等を受領したことを証明します。

2025年4月分（4月25日）	249,000円
5月分（5月25日）	249,000円
6月分（6月23日）	249,000円
7月分（7月25日）	249,000円
夏期一時金（7月25日）	373,500円
8月分（8月25日）	249,000円
9月分（9月25日）	249,000円
10月分（10月25日）	249,000円
11月分（11月24日）	249,000円
12月分（12月25日）	249,000円
冬期一時金（12月25日）	373,500円
2026年1月分（1月25日）	249,000円
2月分（2月25日）	249,000円
3月分（3月25日）	249,000円

合計 3,735,000円

以上、証明いたします。



注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

## 2025年度政務活動費（人件費明細）2の2

### ②法定福利費（社会保険料、労働保険料）

日付	金額	備考	領収書NO
2025 4/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	2
5/28	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	3
6/26	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	4
7/10	44,098	労働保険料 政務活動費支出額（19,844円）	5
7/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	6
8/27	96,689	社会保険料 政務活動費支出額（43,509円）	7
9/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	8
10/30	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	9
11/27	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	10
12/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	11
2026 1/29	96,689	社会保険料 政務活動費支出額（43,509円）	12
2/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	13
3/25	39,715	社会保険料 政務活動費支出額（17,871円）	14

支払合計 634,626円（政務活動費支出額合計 285,572円）

常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。

法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつを負担。

法定福利費支払い合計額 634,626円。

尾村負担額50% 317,313円（634,626円×50%）

按分率90% 政務活動費支出額 285,581円（317,313円×90%）

（月々の政務活動費支出額の総合計は、285,572円）

政務活動費支出額は 285,572円 とする。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	2
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。4月25日支払)		
領収書等の写し添付欄  支払額は78,494円。 事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。  事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。  政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。			

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号  
 7 0343 6118 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年3月分

納付期限 令和7年4月30日

令和7年4月18日  
右記のとおり納付してください。

健康勘定	健康保険料	29978円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	47580円
--------	---------	--------

業務勘定	子ども・子育て拠出金	936円
------	------------	------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和7年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
取納機関番号	納付番号	確認番号

証券受領

全部 一部

合計額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	7	8	4	9	4

厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所  
 延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
 尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付蓋)



年金事務所(窓口)以外に、日本銀行ATMの「ゆうちょ」の領収証書により領収することはありませぬ。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

別記様式第7号 (第4条関係)

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	3
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の 支 出 額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。5月28日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円×90%=17,871円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号  
 7 0343 6118 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付の  
期日  
令和 7年  
4月分  
納付  
期限  
令和 7年  
6月2日 右記の  
とおり  
納付し  
て  
ください。  
令和 7年  
5月22日

健康 勘 定  
健康 保 険 料  
29978 円

厚生 年 金 勘 定  
厚生 年 金 保 険 料  
47580 円

業 務 勘 定  
子ども・子育て拠出金  
936 円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全 部 一 部

合 計 額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 ¥ 7 8 4 9 4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
 尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)



年金事務所に23日までに日本年金機構のコールセンターに領収書に貼り領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	4
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。6月26日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 7 年金特別会計 0343 厚生労働省所管 6118 取扱庁番号 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年5月分  
納付期限 令和7年6月30日  
右記のとおり納付してください。  
令和7年6月19日

健康勘定  
健康保険料  
29978円

厚生年金勘定  
厚生年金保険料  
47580円

業務勘定  
子ども・子育て拠出金  
936円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合計額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 7 8 4 9 4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありませぬ。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

別記様式第7号 (第4条関係)

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	5
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	19,844円 (労働保険料、支払額の90%を計上。7月10日支払)		
領収書等の写し添付欄			
<p>納付額は64,530円。 そのうち、政務活動専従職員からの預かり保険料が20,432円あったため、事業主の負担額は、44,098円(64,530円-20,432円)となります。</p> <p>事業主としての負担額は44,098円。この半額分は22,049円。 政務活動費としては、22,049円×90%=19,844円。</p>			

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

※取扱庁番号

島根労働局

00075526

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計

0847

厚生労働省所管

6118

※令和

07

年度

労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
						1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:令和は9)

9-07

9-07

内訳	労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	¥64457
	一般拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	¥773
納付額(合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	¥64530

納付の目的

1. 令和  年度 概算  期 (全期又は1期)

2. 令和  年度 確定

※取納区分

※認決区分

※内証券受領 円

(住所) 〒690-0845 松江市 西茶町 105-8

(氏名) 尾村利成 事務所 尾村利成 股

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

**出納済**

7.7.10

(9) 山陰合同・県庁

(納付者渡し)

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	6
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。7月25日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 7 0343 6118 00064686 厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年6月分

納付期限 令和7年7月31日

健康勘定	健康保険料	29978円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	47580円
--------	---------	--------

業務勘定	子ども・子育て拠出金	936円
------	------------	------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合 計 額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	7	8	4	9	4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江

年金事務所

690-0845 松江市 西茶町 105-8

延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。



(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外に、日本年金機構の窓口がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	7
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	43,509円 (社会保険料、支払額の90%を計上。8月27日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は191,101円。

事業主負担は、健康保険料(72,984円) + 厚生年金保険料(115,839円)の半額と子ども・子育て拠出金(2,278円)です。

事業主としての負担額は96,689円。この半額分は48,344円。

政務活動費としては、48,344円 × 90% = 43,509円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号  
7 0343 6118 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年7月分  
納付期限 令和7年9月1日  
右記のとおり納付してください。  
令和7年8月21日

健康勤定  
健康保険料  
72984円

厚生年金勤定  
厚生年金保険料  
115839円

業務勤定  
子ども・子育て拠出金  
2278円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
収納機同番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合計額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 1 9 1 1 0 1

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	8
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。9月25日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円)+厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円×90%=17,871円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 [7] [0343] [6118] [00064686] 厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年8月分  
 納付期限 令和7年9月30日 右記のとおり納付してください。  
 令和7年9月18日

健康勘定  
健康保険料  
29978円

厚生年金勘定  
厚生年金保険料  
47580円

業務勘定  
子ども・子育て拠出金  
936円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合計額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 ¥ 7 8 4 9 4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所  
 延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
 尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	9
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の 支 出 額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。10月30日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 7 年金特別会計 0343 厚生労働省所管 6118 取扱庁番号 00064686 取扱庁名 厚生労働省年金局(松江)



納付  
目的  
年月 令和 7年 9月分

納付  
期限 令和 7年 10月31日 右記のとおり納付してください。  
令和 7年 10月21日

健康 勤 定	健康 保 険 料	29978 円
--------	----------	---------

厚生年金 勘 定	厚生年金 保 険 料	47580 円
----------	------------	---------

業 務 勘 定	子ども・子育て拠出金	936 円
---------	------------	-------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領 円  
収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合 計 額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	7	8	4	9	4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外に、日本年金機構の取扱いが認められているATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	10
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の 支 出 額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。11月27日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円×90%=17,871円。

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号  
7 0343 6118 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付目的  
令和 7年

納付期限  
10月分

令和 7年

12月1日

令和 7年

11月19日

右記のとおり  
納付して  
ください。

健康勘定	健康保険料	29978円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	47580円
--------	---------	--------

業務勘定	子ども・子育て拠出金	936円
------	------------	------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領

全部 一部

合 計 額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	8	4	9	4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所

尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	11
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。12月25日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号  
7 0343 6118 00064686

取扱庁名

厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和7年11月分

納付期限 令和8年1月5日

右記のとおり納付してください。

健康勘定	健康保険料	29978円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	47580円
--------	---------	--------

業務勘定	子ども・子育て拠出金	936円
------	------------	------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

証券受領

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	7	8	4	9	4

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	12
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	43,509円 (社会保険料、支払額の90%を計上。1月29日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は191,101円。

事業主負担は、健康保険料(72,984円) + 厚生年金保険料(115,839円)の半額と子ども・子育て拠出金(2,278円)です。

事業主としての負担額は96,689円。この半額分は48,344円。

政務活動費としては、48,344円 × 90% = 43,509円。

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 7 0343 6118 00064686 厚生労働省年金局(松江)



納付年月 令和 7年 12月分

納付期限 令和 8年 2月2日  
右記のとおり納付してください。  
 令和 8年 1月22日

健康勘定  
健康保険料  
72984円

厚生年金勘定  
厚生年金保険料  
115839円

業務勘定  
子ども・子育て拠出金  
2278円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和7年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領  
全部 一部

合計額  
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 ¥ 1 9 1 1 0 1

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
 尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

別記様式第7号 (第4条関係)

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	13
使途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。2月25日支払)		

領収書等の写し添付欄

支払額は78,494円。

事業主負担は、健康保険料(29,978円) + 厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。

事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。

政務活動費としては、19,857円 × 90% = 17,871円。

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度  年金特別会計  厚生労働省所管  取扱庁番号  取扱庁名  

納付目的  
令和 8年

納付年月  
1月分

納付期限  
令和 8年

3月2日

令和 8年

2月18日

右記のとおり納付してください。

健康勘定	健康保険料	29978円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	47580円
--------	---------	--------

業務勘定	子ども・子育て拠出金	936円
------	------------	------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金

令和 7年度

事業所整理記号  事業所番号  うち証券受領  証券受領  全部  一部

収納機関番号  納付番号  確認番号

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								7	8	4	94

厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

松江 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

690-0845 松江市 西茶町 105-8

尾村 利成・大国 陽介事務所  
尾村 利成

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

出納済

8. 2. 25

(1)

山陰合同・県庁

(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所(窓口)以外に、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することは認められません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

領収書等添付票

経費の項目	人件費	添付票整理番号	14
使 途	常勤政務活動専従職員法定福利費 (常勤職員として、尾村利成、大国陽介の両県議の政務活動を補助。 法定福利費は尾村、大国が支払総額の2分の1ずつ負担)		
政務活動費の支出額	17,871円 (社会保険料、支払額の90%を計上。3月25日支払)		
領収書等の写し添付欄  支払額は78,494円。 事業主負担は、健康保険料(29,978円)+厚生年金保険料(47,580円)の半額と子ども・子育て拠出金(936円)です。  事業主としての負担額は39,715円。この半額分は19,857円。  政務活動費としては、19,857円×90%=17,871円。			

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

納付年月	令和 8年 2月分	納付期限	令和 8年 3月31日	右記のとおり納付してください。
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構	納付書番号	7 0343 6118 00064686	取扱庁名 厚生労働省年金局(松江)
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額
健康 勤 定	健康 保 険 料	厚生 年 金 勘 定	厚生 年 金 保 険 料	業 務 勘 定
29978 円	47580 円	936 円	7 8 4 9 4 円	子ども・子育て拠出金
納付目的	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	令和 7年度
納付者	尾村 利成・大国 陽介事務所	納付先	尾村 利成	厚生労働省所管 年金特別会計
延滞金の計算方法	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 非済の充当順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。			
歳入徴収官	尾村 利成・大国 陽介事務所 尾村 利成			
納付場所	松江 年金事務所	住所	690-0845 松江市 西茶町 105-8	
納付書	上記の合計額を領収しました。 (領収書付等) 出納済 8. 3. 25 (1) 三井住友銀行 (納付者渡し)			

生年事務向に送付以外に、日本年金機構の窓口でこの領収証書により領収することはできません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。